

宇陀市監査委員告示第5号

平成29年度第5回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月31日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 八木 勝 光

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成29年4月1日から平成30年1月31日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 農林商工部 産業企画課、農林課及び商工観光課
- (2) 建設部 建設課、公営住宅課、まちづくり推進課、地籍調査課及び公園課
- (3) 水道局 下水道課
- (4) 農業委員会事務局

3 監査の期間及び対象

実施年月日	監査実施部署
平成30年2月20日（火）	建設部公営住宅課
平成30年2月21日（水）	建設部公園課 農林商工部農林課 農業委員会事務局
平成30年2月23日（金）	農林商工部産業企画課
平成30年2月26日（月）	農林商工部商工観光課 建設部建設課
平成30年2月27日（火）	建設部まちづくり推進課

4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうか、法令等に基づき実施される減免の取扱いについて適正に実施されているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 減免の取扱いに関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) その他の事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れ等が見受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において備品の管理状況についても監査を実施した。備品管理については、備品管理システムを導入し、財務会計システムと連動した取り扱いを行っているため、新たな備品の登録については実施されているものの、所管替え又は処分を行った備品登録の移動又は廃止について、手続きを怠っている部署が多く見受けられた。これは今回監査を実施した部署だけの問題ではなく、全庁にわたり適切に備品管理が行われていないと推測される。備品の管理については公金同様、適切に管理されたい。

あわせて、各部署における減免等の取扱状況について監査を実施した。減免については、法令等の規定どおりにおおむね適正に運用されているものと認められた。減免の運用によっては、生活に大きく影響を及ぼす等市民生活に直結し、また市の財政負担に影響を及ぼすことも予想される。今後も法令等の規定に則り、適切かつ厳格に運用されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 支出に関する事務

ア 緊急作業料の支出について（公営住宅課）

緊急作業として実施された作業費用を役務費で支出しているが、支出内容を確認したところ、手数料以外の材料代等が含まれていることが確認できた。

物品の交換が必要な修繕については、需用費で支出することとされている。

改善されたい。

イ 還暦野球大会の支出について（商工観光課）

スポーツツーリズムを活用し宇陀市を活性化する目的で、宇陀市還暦野球大会を本市に誘致し、大会運営に係る経費を支出している。

大会運営の支援内容を確認したところ、施設利用料が全額減免されていることや大会運営費の一部が市で負担している

こと等が確認できた。

還暦野球大会の運営等は参加者等で行うべきであり、参加者の負担を求めることなく、大会運営の大部分を市が負担することについては、疑問を感じる。

還暦野球大会に対する支出・支援について検討を求める。

ウ インカレ野球大会について（商工観光課）

スポーツツーリズムを活用し宇陀市を活性化する目的で、インカレ野球大会を本市に誘致し、大会運営に係る経費を支出している。

大会運営の支援内容を確認したところ、施設利用料が全額減免されていること、予算作成時に想定していなかった大会運営費を市で負担していること等が確認できた。

インカレ野球大会は、全日本学生軟式野球連盟が主体となって運営すべき事業であり、市が事業主体となって運営することについては、一考を求めたい。

(2) 契約に関する事務

ア フリクションボールペンの使用について（公営住宅課、公園課及び産業企画課）

契約書類や見積書、支出負担行為伺書等を作成する際、フリクションボールペン（消えるボールペン）で記入されている部分が見受けられた。

フリクションボールペンで作成された文書は、訂正の痕跡が残らないために容易に改ざんされるおそれがあるほか、室温などで保管している環境の変化によっては、退色する可能性もある。

公文書への使用については、全部署において禁止するなど対応を徹底されたい。

イ 随意契約理由の明示について（公営住宅課、まちづくり推進課、公園課、産業企画課及び農林課）

随意契約にて契約を行う際、随意契約を妥当とする理由の記載が明記されていない契約が一部に見受けられた。

今後、契約の際は、随意契約となった理由を明記されたい。

ウ 契約書の省略について（農林課）

契約書の省略については、宇陀市契約規則（平成18年宇陀市規則第44号）第21条第1項の規定に基づき、契約金額が30万円以下の契約その他市長が特に契約書の作成を省

略しても差し支えないと認める契約について、契約書を省略することができる」とされている。

しかし、一部の契約について、契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書を省略して契約を締結している事例が見受けられた。

改善されたい。

エ 随意契約について（公園課）

施設の草刈業務や管理業務等を委託するため、公益社団法人宇陀市シルバー人材センターと、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号を根拠に随意契約を締結している事例が見受けられた。

この場合、宇陀市契約規則第18条の2第1項第1号の規定により、あらかじめ契約の発注見通しを公表する必要があるが、事前公表を行うことなく随意契約を締結していることが確認できた。

契約規則に基づく事務となるよう改善されたい

(3) 補助金交付に関する事務

ア 宇陀市産業振興イベント補助金について（産業企画課）

うだ産フェスタの活動費用として、うだ産フェスタ実行委員会に対して宇陀市産業振興イベント補助金が支出されている。

この補助金事務を確認したところ、補助金交付団体であるうだ産フェスタ実行委員会の代表者に担当部署の職員が就任し、補助金を受けていることが判明した。

担当職員は、補助金交付決定事務についても関与しており、双方の事務に関与することについて疑問を感じる。

検討されたい。

イ 補助金交付決定の決裁について（まちづくり推進課）

各種団体その他に対する補助金、交付金等の交付決定を行うときは、宇陀市事務決裁規程（平成19年宇陀市訓令第14号）第4条第1項の規定に基づき、市長が決裁を行うことと定められている。

しかし、この規程に基づく決裁を受けずに、部長決済を経て、補助金の交付決定を行っている事例が見受けられた。

改善されたい。

(3) その他の事務

ア 備品の管理について（建設課、公営住宅課、農林課及び農業委員会）

備品管理の状況を把握するため、備品台帳の提出を求めたところ、廃棄した備品が備品台帳に計上されていた事例や現有備品のチェックが行われていない部署が見受けられた。

備品については、公金で購入しており、その管理については、公金同様、厳格に管理する必要があると考える。

備品の管理について、適切に実施されたい。